平成２０年（フ）第７１０号
東京都八王子市明神町４丁目１番２号ストーク八王子502号
破産者　新村　元一
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５６９号
東京都東村山市萩山町２丁目２番地萩山団地８－1113
破産者　寺内　幸広
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７０８号
東京都北区西ケ原１丁目15番６号
破産者　五日市政則
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４０５号
横浜市泉区中田北１丁目10番27号
破産者　有限会社ティーズ
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４９２号
横浜市南区吉野町２丁目４番地２　ライオンズプラザ吉野町駅前904号
破産者　有限会社プロスタッフジャパン
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２０９号
岐阜市北一色２丁目５番２号第一花沢ビル１Ｆ
破産者　株式会社測機社岐阜
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１０５号
静岡県袋井市富里2208番地の１
破産者　株式会社ディンプルコーポレーション
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第５７号
三重県松阪市久保町1855番地696
破産者　横山　義正
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２０年（フ）第１３８号
三重県松阪市飯高町森1094番地
破産者　角田　寿生
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第６５号
三重県松阪市末広町２丁目200番地　エスペラント末広304号
破産者　橋本　　治
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第７４号
三重県度会郡南伊勢町東宮570番地
破産者　有限会社山下
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１０９８号
京都市伏見区納所中河原３番地の103
破産者　有限会社ニシムラインテリア
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６７号
長崎県諫早市松里町728番地２
破産者　有限会社タチバナ建設
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成１９年（フ）第１６１号
山形県鶴岡市上山添字神明前121番地、破産手続開始決定時の住所山形県鶴岡市三瀬丁142番地
破産者　髙橋　祐樹
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２０年（フ）第４５１号
群馬県高崎市高砂町262番地１　エクレール高崎711号
破産者　田中みち江
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１４１号
群馬県高崎市宮元町94番地１　ザ・グランクーブス902号
破産者　平形　正秀
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１７７号
群馬県高崎市宮元町94番地１　ザ・グランクーブス1202号
破産者　平形恵美子（旧姓渋澤）
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２０年（フ）第４５２号
奈良県香芝市真美ヶ丘６丁目９番４－403号
破産者　国民宿舎ますやこと　増田　光信
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第６０９号
奈良県橿原市曽我町767番地の11
破産者　倉本　榮子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
奈良県御所市大字茅原162番地の１
破産者　諸留　絹子
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第４４７号
福岡県久留米市御井町1586番地２
破産者　渡邉　知記
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部